

INAGAWA



猪名川町&清流猪名川を取り戻そう町民運動
マスコットキャラクター

いなぼう

マニュアル



2009.9



兵庫県 猪名川町

目 次

はじめに	1
いなぼうについて	1
いなぼうのデザインの使用について	2
いなぼうのデザイン(8ポーズ)	3
いなぼうの着ぐるみの貸出について	4

はじめに

このマニュアルは、マスコットキャラクターを正しく使用していただくため、その使用方法や注意事項についてまとめたものです。

マスコットキャラクターが住民の皆様をはじめ多くの人に親しまれ、愛されるよう、様々なものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

いなぼうについて

「いなぼう」は、猪名川町が取り組む「清流猪名川を取り戻そう町民運動」を多くの人に知ってもらい、参加してもらうため、この運動のマスコットキャラクターとして平成 19 年(2007 年)に誕生し、平成 21 年(2009 年)9月からは猪名川町全体のPRを行うマスコットキャラクターとして活躍しています。

いなぼうのデザインと名前は公募により決定し、猪の子どもの「うりぼう」をモデルとし、猪名川の“いな”、うりぼうの“ぼう”から「いなぼう」と名付けられています。

- ・誕生日 6月1日（名前の決まった日）
- ・性別 男の子
- ・年齢 小学生



いなぼうは川遊びが大好き

清流猪名川を取り戻そう町民運動と猪名川町をPRしているいなぼうは、地元の猪名川で遊びことが大好きな男の子です。

友だちの「魚くん」と一緒に、いつまでも美しい猪名川を守りたいと願っています。



いなぼうのデザインの使用について

猪名川町のマスコットキャラクターの「いなぼう」を多くの人に親しんでいただくため、画像データを公開します。(画像データは、町ホームページからダウンロードできます。) デザインは、申請によりどなたでも使用することが出来ます。使用料は、**無料**です。

ただし、次のような場合は使用を認めません。

- 町の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- 特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- マスコットを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- その他、町がマスコットの使用を不適当と認めるとき。



使用申請の手続き

●次の場合を除き、使用に際して申請が必要となります。

- 町の機関が使用するとき。
- 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- 清流猪名川を取り戻そう町民運動実行委員会が使用するとき。
- 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

●申請方法

いなぼうのデザインを使用したい方は、「猪名川町マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)」に必要事項を記入し、地域交流課へ提出してください。

なお、町ホームページより電子申請を行うことができます。

また、申請書はホームページよりダウンロードすることもできます。

デザイン使用の注意事項

●いなぼうのデザインを使用される方は、次の点にご注意ください。

- 承認された用途のみに使用してください。
- 特に認めた場合を除き、町で定めた形、色等に沿って正しく使用してください。
- いなぼうを使用する物品等には、猪名川町のマスコットであることを明記してください。
ただし、「©猪名川町2009」の表記でも結構です。
- 商標登録出願を行うことは認めません。

※詳しくは、猪名川町マスコットキャラクター「いなぼう」使用に関する要綱をご覧ください。

いなぼうのデザイン

いなぼうのデザインは、8ポーズあります。

*画像データは、町ホームページからダウンロードできます。



①オリジナル



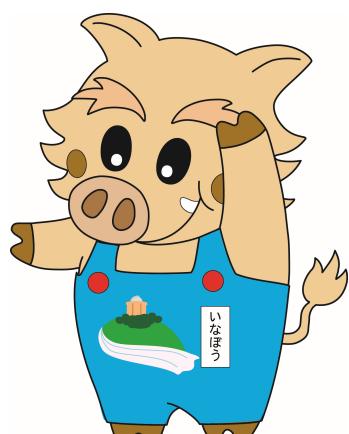
②歩く



③ハイキング



④ガッツポーズ



⑤遠くを見る



⑥あいさつ



⑦自転車に乗る



3



⑧走る

いなぼうの着ぐるみの貸出について

いなぼうの着ぐるみを貸し出します。

自治会やまちづくり協議会、学校などが実施するイベントなどにお使いいただけます。なお、出来るだけ、いなぼうの作成目的である清流猪名川を取り戻そう町民運動及び猪名川町のPRをお願いします。

着ぐるみは、申し込みによりどなたでも借りることができます。使用料は、**無料**です。

ただし、次のような場合は使用を認めません。

- 町の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- 特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。
- 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用せず、又は使用しないとき。
- 営利を目的とした活動に使用するとき。
- その他、町が着ぐるみの使用を不適当と認めるとき。



貸し出しの申し込み

●申込方法

着ぐるみの貸し出しを希望される方は、貸し出しを希望される日に着ぐるみが空いているか地域交流課へ確認してください。(TEL072-767-6253)

貸出日が確認できれば、「いなぼう着ぐるみ貸出申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し、地域交流課へ提出してください。

なお、町ホームページより電子申請を行うことができます。

また、申込書はホームページよりダウンロードすることもできます。

着ぐるみ貸し出しの注意事項

●着ぐるみの貸し出しを希望される方は、次の点にご注意ください。

- 着ぐるみを第三者に譲渡したり、転貸しないでください。
- 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大7日間です。原則としてイベント実施1日前に貸し出し、終了日の翌日(土日祝日除く)に返却してください。
- 貸し出し及び返却は、担当課で行います。着ぐるみはかなり大きなものなので、軽のワンボックス車以上の大きさの荷室を持つ車が必要です。
- 着ぐるみに入られる人は、借りられる方が確保してください。着ぐるみの設計上、身長が165センチメートル前後の人のが適しています。

- 着ぐるみを着ると、かなり暑くなります。十分に水分補給を行うなど体調管理に留意してください。目安としては、連続して20分から30分間ぐらいで休憩や交代してください。
- 着ぐるみを脱ぎ着するときは、人目に付かないようにしてください。特に、子どもの目に触れないようにしてください。
- 着ぐるみはカビが生えるのを防ぐため、必ず袋から出して空気に対しててください。
- 着ぐるみ使用後は、風通しのよい状態にして内部を乾かしてください。
- 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。修理が必要な場合、その費用は借受者にて負担していただきます。

※詳しくは、猪名川町マスコットキャラクター「いなぼう」着ぐるみ貸出要綱をご覧ください。



【問い合わせ先】

猪名川町役場 地域振興部地域交流課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畠 11 の 1

TEL072-767-6253 FAX072-766-8893

Eメール inakanko@town.inagawa.lg.jp